

## 審査支払機関の在り方に関する考察

株式会社メディカル・データ・コミュニケーションズ

東京女子医科大学非常勤講師

滝 口 進

### 1. 審査支払機関の役割に係る制度のそもそも

- ① 「給付事務の委任」とその対価としての「診療報酬」
- ② 保険の基本としての「審査」とその委託
- ③ 審査支払機関における審査の法的性格

### 2. 審査支払機関の機能の整理

- ① 診療報酬の請求・支払に関する事務
- ② 給付に関わる審査業務
- ③ 決済・支払業務
- ④ 債権・債務の(かくれた)調停機能

### 3. 現行の審査支払機関の問題点

- ① 巨大な1つの組織故の個別対応機能欠如
- ② 審査業務と調停機能のあいまい不分離

### 4. ADRとしてのこれから審査支払機関

(ADR:Alternative Dispute Resolution, 裁判外紛争処理)

- ① 保険審査業務と調停機能を明確に区別
- ② 請求・支払に関する事務及び決済業務の民間移管

### 5. 直接請求・審査・支払を実施して

- ① 医療供給者と保険者の距離の変化
- ② 当事者主義の意識向上
- ③ 審査支払機関のADR機能の発揮

# 「保険者によるレセプトの審査・支払」の真の意義—新たな医療の形をつくれ

東京支那医療社会研究会 滝口 進

昨年12月25日に「保険者によるレセプトの審査・支払」を認める旨の通知が出された。これに対して医療側は、保険者機能の強化につながると色めき立つてゐるが、滝口氏は別の視点から今回の通知の意義を指摘する。

**出典からの権限委譲が保険者機能論議の本質論**

保険者によるレセプトの審査・支払の実施により、保険者機能の強化、すなわちアメリカのマネジドケアのように保険者主導で医療の提供がコントロールされるのではなく、医療側の裁量権が絞められるのではないかとの見方があるが、それに触れる前に一般的な「保険者機能の強化」への認識について誤解が見られるので追描しておきたい。

は「国」だからである。

保険者が自ら的に活動するには、様々な条件を決定・審査する「権限」が必要であるが、組織運営から保険料の徴収・管理、保険給付まで通知通達で規定されているなど、それらの権限はことごとく国が握つてゐる。つまり、医療機関側に対して医療監視という審査権、保険医療機関や保険医の指定および治療権も有しており、逆説的かもしれないが、日本における保険者の権限は、國家権力と結びついて世界に類をみないほど非常に強化された形で維持されてきたと言える。健康保険組合をはじめとする各保険者は個々に独立している状態ではなく、國の代行機関として位置付けられているに過ぎない。

すなわち、今の保険者の権限をかり、保険者機能強化論は、これに付け加える機能の強化といふ意味ではないことは明白である。それは本来の「保険者機能の強化」とは何を意味するのか。実は「保険者機能を強化する」といふことは、国が持つてある権限を各保険者に委ね、ドイツの疾病金庫のような自治を

現在取り沙汰されている「保険者機能の強化」は、保険者を医療機関側に対抗する努力として位置付けられることによって、これまで立場的に低く見られていた患者の代理人機能を強めていく。さらに上記のように保険者が医療機関や医師を支配下において管理していくというイメージで捉えられている。「保険者機能」を文理解すれば「保険者の働き」となるが、むしろこれは「保険者の権限」を意識して使われている。つまり、現在の「保険者機能」による社会保険的施策であるから、本來国が行うべき事業であり、從つて政府が保険者として健康保険事業を管掌することは当然である。※

強化」は「保険者権限の強化」を意味していると考えて差し支えない。しかし、結論から言えば、保険者の権限は現在でも十分強大であり、したがつて「保険者機能の強化」の議論は意味をなさない。というのも、健康保険法に対する政府の公式解説では、「健康保険事業は保険方式による社会保険的施策であるから、本來国が行うべき事業であり、從つて政府が保険者として健康保険事業を管掌することは当然である」※としているように、実質的な保険者

もった保険者へと生じられるものと解ることができる。これは、中央集権的な制度から地方へ権限を委譲して地方自治を確立していく昨今の行政改革や規制緩和等の方向性と合致した動きといえよう。

「中央」から「個々」へと権限を移していくしかばならない苦難には、国民生活の向上と共に伴うニーズの多様化により、中央だけでは国民の要望に応じきれなくなってしまったことが挙げられる。また、末端までのコントロールが困難になるに従つて中央集権的管理体制そのものが非効率化している。国民の多様な要求に國の面一的な対応では心地いられなくなっているわけであり、したがつて、國が持つてある保険者の権限をどこまで名保険者に委ねられるかが、保険者機能強化論の本質と言えるのである。

**医療機関と保険者との関係**

その御承から言えど、昨年12月15日に出された保険局長通知「健

康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務」の意義は大きい。従来は保険者の審査機能



一般的な保険の仕組みとしては、患者はサービスを受けた後医療機関に料金を支払い、受けた損害の実証である領収書をもつて患者が保険者に請求し、給付率に従つて払い戻されるのが通常である。しかし、こうした方法だとモラルハザードを招きやすい(たとえば、医師と共謀して病にかかり治療を受けたとして給付金を貪取するなど)。そのため、わが国の公的医療保険は「現物による給付」と規定されている。保険者が直接患者に現物を提供することは事实上困難であることから、保険者は医師に患者に対する医療の給付を委託し、医師は現物を給付した対価を保険者に請求する。それを受けて保険者は診療報酬を支払う仕組みである。

この請求し支払うという行為は、委任事務報酬請求権と債務の關係にあり、この請求が双方で合意され各保険者に審査が移行したからといって、審査そのものが強化されその結果支払が受けられなくなると考えるのはナンセンスと言わざるを得ない。むしろ、今まで支払基金によって分断されていた保険者と医療機関が請求・支払の直通のやりとりにより結びつきを強め、より効率的かつ良質な医療を生み出す可能性も十分にある。「患者に良い医療を提供していく」という目標は共通だからである。

とはいえ、審査の結果をめぐっては「主張すればいい。それが債務」と主張すればいい。それが債務債務の関係であり、支払基金から各保険者に審査が移行したからといふことになる。これについては通知では、「競争が生じた場合の処理ルールについて、健保組合と対象医療機関の間で、あらかじめ具体的な取決め(たとえば、審査結果について当事者間で合意が得られない場合には審査に携わる医師以外の中立的な医師による調整に従うこと)、事業者の支払が遅延した場合には健保組合が支払うこと等)を文書により取り交わすこと」としている。

が正しいか否かを債務者として行う。「審査」は本来、まったくの別の概念である。「これまで形のうえでは保険者は強制されて支払基金にこの業務を委託してきたのであるが、支払基金の審査は事实上債権・債務の決定とみなされている。こうした概念区分がこれまで明確にされていなかつたのは、支払基金が審査機能のみならず、事实上、調査機能も有しているからにほかならない。

この仕組みが巧妙なのは、支払

「能強化」の呪縛から  
脱き放たれるとき

による審査であるにもかかわらず、支払を受ける側の医療側の代表委員として入れることによって、この決定に支払をする側も受ける側もある程度従わざるを得ない効果を付与したことである。仮に支払基金がなければ、基本的には医師と保険者の話し合いで支払額が決定し、話がなじて決着が着かない場合、最終的には民事裁判で求・債務の確定することになる。なぜかと云ふと、医療側と保険者の競争は至るところで発生していくはずである。おいかげで裁判によると、何十万というレートがち込まれては日本の司法が麻痺かねない。現在、司法制度改革の

前書きが長くなつたが、支払基金の役割は、審査、仕分、支払とされてきた。しかし実は調停が本米的な機能と言つてもいい。そして、これまで支払基金のなかで渾然一体となつていた審査機能と調停機能が、今回の通知で明確に区分されたことが最も重要な点である。医療機関と保険者を債権者と債務者の関係に捉え直し、どういう構造でどういう処理をしていくべきかが比較的明らかになつてきたからである。もともと支払機が請求書をエクスクするのには当然の行為である。また、そのエクスクで凍結され、請求した側が納得できなければ、医療機関は債務者として支払機に「全額支

る。保険者による括弧・支払の前提条件として A.D.R.組織のような調停の仕組みを求めていたといえる。しかし一方で、保険者と医療機関との間で商業検査・支払の合意が行わることに調停機関・ルールをつくりたゞくのは非効率極まりない。当面は、複数の医療機関と複数の保険者による双方が納得できる調停の仕組みの構築は事業と兩難であり、企業立院と同企業の組合健保などの一々のケースにとどまらざるを得ないであろう。再生産側も保険者と医療機関が調停機関を設置するのは困難と見て、直接検査・支払は広がらないと考へている筋がある。

確かに、調停ルールが明確に定められないまま直接検査・支払を進めて

理療機能として活用していくこと  
で解決を図れるのではないか。審査  
は各保険者がを行い、その結果に対し  
て医療側が納得できなければ支払  
基金に請求してもららうという仕組  
みはいかにも合理的であろう。

この支払基金をADRとして活  
用するという考え方では、むしろ医師  
会が積極的に主張していくべきと考  
える。審査機能と開発機能を切り  
離すことは、画一的な審査方法を見  
直すとともに、債権者として審査結  
果に異議を申し立てやすくなるな  
ど、医療側にとってもメリットが大  
きい。少なくとも診療報酬の請求・  
支払に関しては各保険者が一方的  
に強大になつていく、「保険者  
機能の強化」の覗頭から、そろそろ  
解き放たれる時期に差しかかってい  
るのではないかと思う。

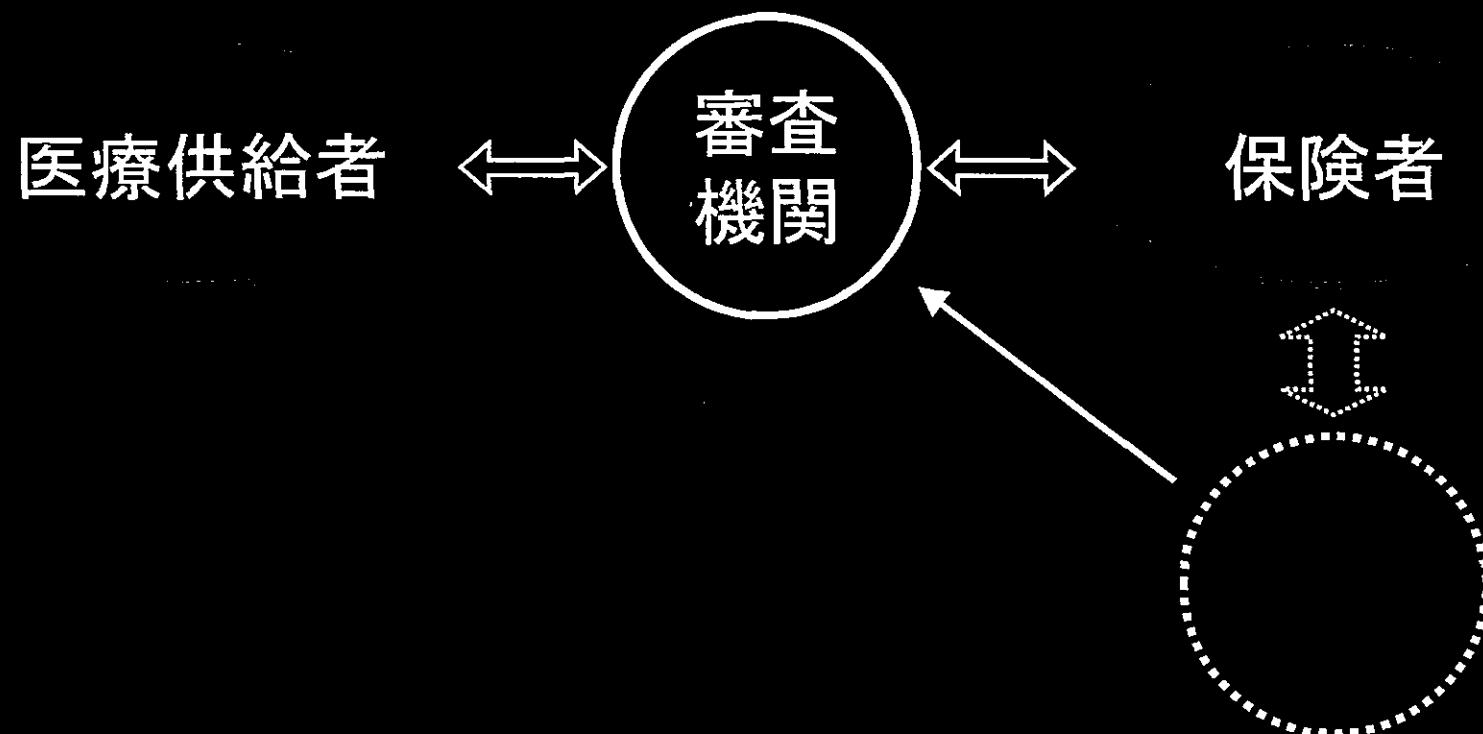
大を招くだけだから、もし保険者が直接審査し、医療機関と話し合ってそれを進めるなら紹介処理ルールを効率のいい、全國的な制度として設けることが不可欠である。ところが我が国には先に述べたように既に長い間にわたりて機能してきた「支払基金」という格好のADRがあるのではないか。ついては、支払基金を

保険者  
医療供給者



医療供給者  保険者



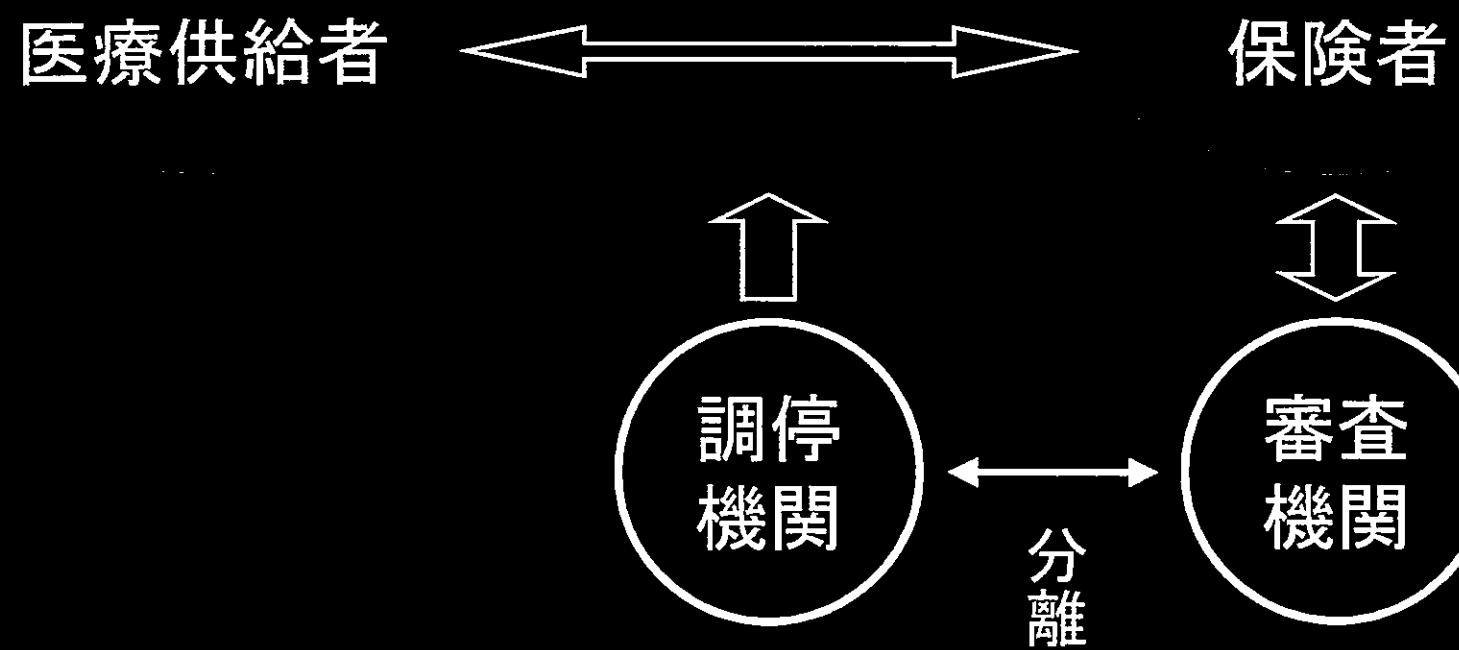


## [ 審査支払機関の機能 ]

- ① 診療報酬の請求・支払に関する事務
- ② 決済・支払業務
- ③ 給付審査業務
- ④ 債権・債務に関する調停機能

## [ 現行審査支払機関の問題点 ]

- ① 多様なニーズに対する個別対応性の欠如
- ② 民間に委ねられる機能のかかえ込み
- ③ 審査機能と調停機能の混在



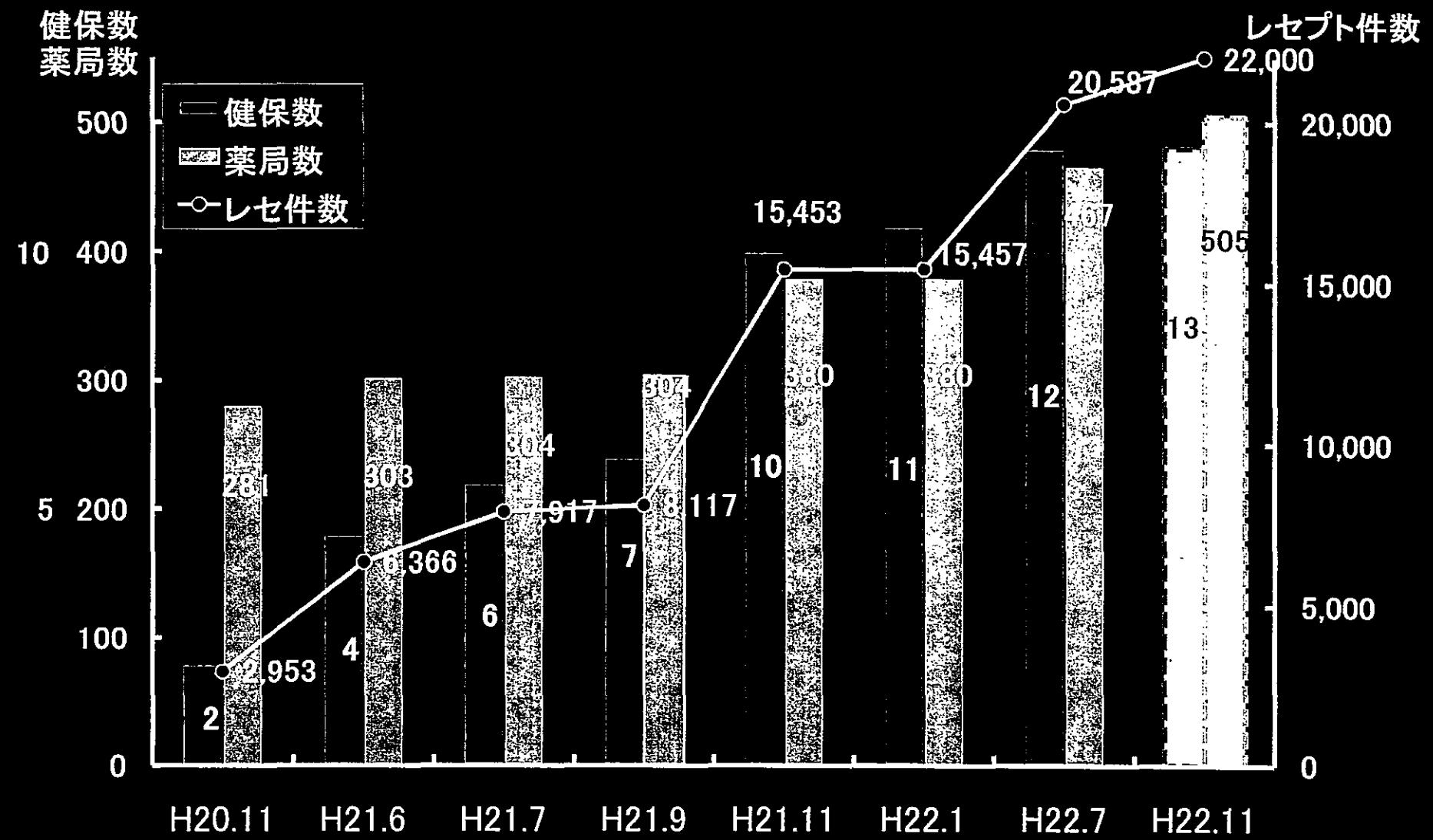
## 〔審査支払機関の今後のあり方〕

- ① 主業務としてのADR(Alternative Dispute Resolution)
- ② 副業務としての審査業務受託
- ③ 請求・支払に関する事務及び決済業務は民間移管

## [ 直接審査支払(レセネット<sup>®</sup>)の概要 ]

- ① 医療供給者が直接、各保険者に診療報酬を請求
- ② 保険者は自ら審査(委託も可能)した上で疑義のあるものについては請求先に直接問題点を指摘
- ③ 当事者間で直接協議、合意すれば直接支払へ
- ④ 合意に至らない時は予め取り決めた調停のしくみに委ねる
- ⑤ それで解決しない場合は裁判(小額訴訟)で決着

## 〔直接請求審査支払の推移〕



## 〔 単票審査(1健保のみ) 〕

請求年月		H20.11	H21.1	H21.3	H21.5	H21.7	H21.9	H21.11	H22.1	H22.3
レセプト件数		1,274	1,275	987	1,024	1,099	1,157	1,282	1,314	1,019
資格 過誤	指摘 件数	11	6	7	7	14	8	6	11	6
	指摘率	0.863%	0.471%	0.709%	0.684%	1.274%	0.691%	0.468%	0.837%	0.589%
内容 過誤	指摘 件数	36	33	18	10	2	3	1	5	4
	指摘率	2.826%	2.588%	1.824%	0.977%	0.182%	0.259%	0.078%	0.381%	0.393%

## [ 突合審査結果 ]

請求年月	H20.12	H21.2	H21.4	H21.6	H21.8	H21.10	H21.12	H22.2	合計
審査件数	316	296	448	636	878	652	1,118	651	4,995
意見請求数	8	12	4	18	20	11	19	7	99
容認率	38%	50%	75%	50%	75%	55%	74%	71%	62%
合意率	100%	50%	33%	56%	13%	33%	21%	40%	34%

## 〔直接請求・審査・支払の効果〕

- ① 診療報酬決済の迅速化
- ② 資格過誤確認の迅速化と柔軟化
- ③ 当事者間の直接の意見交換による納得・合意
- ④ 診療報酬の請求・決済を超えた様々な協力
- ⑤ 審査支払機関の意見の変化